

【重要事項説明書】

当事業所が、(予防)訪問看護サービスを受けられるご利用者やその家族に対し、事業運営規程の概要や訪問看護従事者などの勤務体制等サービスの選択に資すると認められる重要事項を記したものです。

① 当事業所が提供するサービスについてのご質問・ご相談窓口

電話番号	03-3653-6405 (午前9時～午後5時20分まで)
担当者	田中 朋子

② 当事業所以外でのご相談・苦情窓口

江戸川区…担当窓口 介護保険課事業者調整係 電話 03-5662-0032

葛飾区…担当窓口 介護保険課事業者係 電話 03-5654-8251

国民健康保険団体連合会 電話 03-6238-0177

③ 訪問看護事業者の概要

事業所名	江戸川区医師会訪問看護ステーション
所在地	東京都江戸川区中央4-24-14 江戸川区医師会館1階
電話番号	03-3653-6405
東京都指定事業所番号	1367194566
その他のサービス	居宅介護支援(1372300929)
サービス提供地域	江戸川区 葛飾区

④ 同事業所の職員体制

管理者	常勤 1名	看護師
サービス従業者	常勤 5名(非常勤3名)	看護師
事務職員	非常勤 2名	

⑤ 営業日と営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	午前9時～午後5時20分まで
休業日	土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始(12月29日～1月4日)

⑥ サービスの内容

自宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により当訪問看護ステーションの看護師が定期的に訪問し必要な処置を行い、在宅療養の援助を行います。

⑦ 利用料金

<介護保険から給付サービスを利用する場合>

(支給限度基準額超過の時は全額実費となります)

介護予防訪問看護	単位数	1割	2割	3割
30分未満	451単位	514円	1,028円	1,542円
1時間未満	794単位	905円	1,810円	2,715円
1時間半まで	1,090単位	1,242円	2,484円	3,726円
訪問看護利用料				
30分未満	471単位	536円	1,072円	1,608円
1時間未満	823単位	938円	1,876円	2,814円
1時間半まで	1,128単位	1,285円	2,570円	3,855円
・緊急時訪問看護加算	654円/月	早朝(午前6時～午前8時) 基本料金の25%増 夜間(午後6時～午後10時)基本料金の25%増 深夜(午後10時～午前6時) 基本料金の50%増		
・特別管理加算 I	570円/月			
・特別管理加算 II	285円/月			
・初回加算	342円/月			
・長時間訪問看護加算	342円/月			
・ターミナルケア加算(要介護のみ)	2850円			

※死後処置をした場合、10,000円の実費を頂きます。深夜50%増し 15,000円

<医療保険でのご利用の場合>

- ・ご利用者の当該保険による自己負担の割合分となります。
- ・医療保険でのご利用は疾病が限られていますので初回にご相談させていただきます。
又契約の状況やお体の状態・看護内容により加算を請求させて頂く場合があります。

<自己負担の訪問看護>

- ・介護保険の費用の総額と同じになります。

⑧ 料金のお支払い方法

- ・基本的には口座(銀行・郵貯銀行)より自動引き落としのお支払いです。
- ・その他の場合やご都合により口座引き落としが無理な場合はご相談下さい。

⑨ 交通費

江戸川区・葛飾区にお住まいの方	無 料
その他の地域にお住まいの方	実 費 負 担

⑩ 知り得た個人情報の開示について

当事業者が知り得た利用者の個人情報を介護保険、医療保険のサービスのご利用にあたり円滑なサービスの継続のため、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、施設サービス事業者へ提供させて頂くことがあります。その場合は同意を得ることとします。

その提供に際しては、郵送、FAX、手渡しなどで行います。

⑪ サービス提供の記録について

サービス提供の記録については、3年間保管します。利用者は、事業所の営業時間に事業所にてその記録を閲覧することができます。

⑫ 事故発生時の対応

当事業所は利用者に対するサービス提供により、事故が発生した場合には市町村、ご家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行い、必要な措置を行います。

また、賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行います。

⑬ 虐待防止への取り組み

(1) 虐待防止に係る対策を検討する会議を定期的で開催し、従業員間で共有する。

(検討会議はテレビ電話装置等の活用も可能とする)

(2) 虐待防止の指針を整備し、担当者を置く。

(3) 虐待防止の研修へ参加し研鑽すると共に、研修を定期的実施する。

(4) 虐待に関する相談は管理者 田中朋子が対応します。

⑭ 身体拘束について

当事業所は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、ならびに緊急やむを得ない理由を記録します。

⑮ ハラスメントについて

当事業所は、当該従業者の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメント防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為を組織として許容しません。

- ①身体的な力を使って危険を及ぼす行為
- ②個人の尊厳や人格を言動によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ③意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為

上記は、当該従業者、取引先事業者の方、利用者及び家族等が対象となります。

(2) ハラスメント事案が発生した場合、真摯に対応し再発防止に努めます。

(3) 従業者に対し、ハラスメントに対する研修への参加等研鑽に努めます。

(4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、必要な措置、契約の解約等の措置を講じます。

⑯ 感染症の予防及び蔓延防止のための措置について

当事業所は、感染症が発生しまたは蔓延しないように、次に掲げる措置を講じます。

(1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

(2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

(3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

⑰ 業務継続計画について

当事業所は、感染症や自然災害の発生時に備え、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 感染症や自然災害の発生時において、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続計画を策定します。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。